

難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）における 指定医療機関（歯科口腔外科、障がい者歯科）の指定について

当センターの歯科（歯科口腔外科、障がい者歯科）は令和3年2月1日付で大阪市より、難病法に規定する医療機関の指定を受けました。

法の定める指定難病にかかっている患者さんで、医療受給者証をお持ちの方は医療費の助成を受けることができます。

歯科口腔外科または障がい者歯科を受診された患者さんで対象の方は、外来会計窓口で「医療受給者証」と「自己負担上限額管理票」をご提示ください。

ご不明な点や詳細は、外来会計窓口におたずねください。